秋田県健康づくり推進条例の一部を改正する条例案の概要

健 康 推 進 課

1 改正理由

がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)の施行により、 同法第18条第2項に規定する合議制の機関として同法及びがん登録等の推進に 関する法律施行令(平成27年政令第323号)の規定によりその権限に属させ られた事項を調査審議させるため、秋田県健康づくり審議会の所掌事務に当該事 項を加える必要がある。

2 改正内容

秋田県健康づくり審議会の所掌事務に、がん登録等の推進に関する法律第18条第2項に規定する合議制の機関として同法及びがん登録等の推進に関する法律施行令の規定によりその権限に属させられた事項を加えることとする。(第21条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県健康づくり推進条例の一部を改正する条例案新旧対照表

に関して知事に意見を述べることができる。 りの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項三号)の規定によりその権限に属させられた事項並びに健康づく	登録等の推進に関する去聿施行命(平成二十七甲枚令第三百二十号)第十八条第二項に規定する合議制の機関として同法及びがん応じがん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一	2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に第二十一条 略	(設置及び所掌事務)	新
に関して知事に意見を述べることができる。りの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項をの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項を関している。	応じ	2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に第二十一条 略	(設置及び所掌事務)	田